

法令上の制限

その他の諸法令

＜都市計画法、建築基準法、国土法、区画整理法、宅造規制法、農地法、以外の諸法令＞

・細かいことを覚えていたら切がないので・・・

～いろいろな行為の、許可権者だけ覚えておく

ほとんどの法律で、許可権者は**知事**です

・ほとんどは原則知事と覚えておいて、例外(次ページ)だけしっかり覚えておく
(本試験で知らない法律が出たときは、知事だと思えばOK)

<知事以外の例外許可権者>

- ・自然公園法 国立公園 環境大臣の許可
国定公園 知事の許可

- ・文化財保護法 文化庁長官の許可
- ・道路法・河川法・海岸法・港湾法
それぞれ〇〇管理者の許可
- ・津波防災法 津波防護施設管理者の許可
- ・生産緑地法 市町村長の許可
- ・土壌汚染対策法 知事への届出

1級河川：国土交通大臣
2級河川：知事